

大津市社会福祉事業団木戸障害者相談支援センター運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大津市社会福祉事業団（以下、「事業者」という。）が開設する木戸障害者相談支援センター（以下、「事業所」という。）において行う相談支援（障害者総合支援法に基づく基本相談支援、計画相談支援、一般相談支援、地域移行、に地域定着並びに児童福祉法に基づく障害児相談支援をいう。以下同じ。）に係る事業の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、事業所を利用する障害者又は障害児（以下、「利用者」という。）及び障害児の保護者等の意思及び人格を尊重し、適切な相談支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業者は、相談支援の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な配慮をもって事業を実施するものとする。

- 2 事業者は、基本相談支援、計画相談支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
- 3 地域移行支援の提供に当たっては、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を適切かつ効果的に行うものとする。
- 4 地域定着支援の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者との常時の連絡体制を確保し、当該利用者に対し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の必要な支援を適切かつ効果的に行うものとする。
- 5 事業者は、相談支援の提供に当たっては、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類または特定の障害福祉サービス事業もしくは障害児通所支援事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。
- 6 事業者は、市町村、障害福祉サービス事業もしくは障害児通所支援事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めるものとする。
- 7 事業者は、その提供する相談支援の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 8 前5項のほか、事業者は、障害者総合支援法（平成17年法律第123号・平成24年改称）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び各法に基づく事業の人員及び運営に関する基準その他関係法令等を遵守して、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 大津市社会福祉事業団木戸障害者相談支援センター

(2) 所在地 大津市木戸 709 番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名 (常勤職員)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 相談支援専門員 2名以内 (常勤職員)

相談支援専門員は、利用者の生活全般に係る相談、サービス等利用計画、障害児支援利用計画の作成及び、地域移行支援・地域定着支援担当者として当該職種に係る業務を行う他、継続的なモニタリング等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 本事業所の営業日及び営業時間は、大津市社会福祉事業団の就業規則に準じて定める。

(1) 営業日は、通常月曜日から金曜日までとする。ただし国民の休日、12月29日から1月3日まで及び理事長の定める休業日を除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) サービス提供日 年中無休

(4) サービス提供時間 原則として午前8時30分から午後5時15分までとする。

(相談支援を提供する主たる対象者)

第6条 事業所において相談支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 身体障害者

(2) 知的障害者

(3) 精神障害者

(4) 障害児

(相談支援の内容)

第7条 事業所で行う相談支援の内容は、次のとおりとする。

1 特定相談支援事業

(1) 日常生活全般にわたる相談

(2) 地域の障害福祉サービス事業者等の情報提供

(3) サービス利用計画の作成及び評価

(4) 訪問による継続的なモニタリング

(5) 前各号に付帯するその他必要な援助

2 地域移行支援

- (1) 利用者の住居の確保その他の地域生活への移行のための活動に関する相談及び援助
- (2) 障害福祉サービスの体験的な利用
- (3) 地域生活への移行のための単身での生活に向けた体験的な宿泊
- (4) 地域移行支援計画の作成
- (5) 前各号に付帯するその他必要な援助

3 地域定着支援

- (1) 常時の連絡体制の確保による緊急時等における相談及び必要な支援
- (2) 地域定着支援台帳の作成
- (3) 前各号に付帯するその他必要な援助
(利用者等から受領する費用の種類及びその額)

4 障害児相談支援

- (1) 日常生活全般にわたる相談
- (2) 障害児通所支援事業者等の情報提供
- (3) 障害児支援利用計画の作成及び評価
- (4) 訪問による継続的なモニタリング
- (5) 前各号に付帯するその他必要な援助
(利用者等から受領する費用の種類及びその額)

第8条 事業者が計画相談支援及び障害児相談支援を提供した際に受領する費用の額は、厚生労働大臣が定める基準により、原則として、事業者が各市町村から代理受領するものとする。

2 事業者は、相談支援の提供にあつては、次条に定める通常の事業の実施地域を超えてサービスを提供したときに要した交通費について、その実費を徴収するものとする。その際、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を超える地点から目的地までの距離に1キロメートルあたり18円を乗じて得た額とする。

3 事業者は、利用者から申し出があつた場合サービス提供記録等を交付します。複写物を希望する場合は、1枚につき10円の費用を徴収するものとする。

4 事業者は、前項の支払を受ける場合には、保護者に対して事前に文書で説明したうえで、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

5 事業者は、第1項および第2項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証（第1項については受領証）を、当該費用を支払った保護者に交付するものとする。
(通常の事業の実施地域)

第9条 事業所の通常の事業の実施地域は、大津市小松、木戸、和邇、小野、葛川、伊香立、真野、真野北、堅田、仰木、仰木の里、仰木の里東学区とする。

(緊急時等における対応方法)

第 10 条 従業者は、現に相談支援を提供しているときに利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関へ連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。

(事故発生時の対応)

第 11 条 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町、当該利用者の家族等に対して連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

2 サービスの提供に伴って当事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 当事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償責任保険に加入する。

(苦情解決)

第 12 条 事業者は、事業所において提供した相談支援に関する利用者及びその家族からの苦情を解決するために、必要な措置を講じるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 13 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- ①事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ②事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を1年に1回以上実施する。
- ③虐待の防止に関する責任者の選定及び設置をする。
- ④成年後見制度の利用支援を推進する。
- ⑤苦情解決体制の整備を行う。

(感染症対策等)

第 14 条 事業所は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ①事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者へ周知する。
- ②事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- ③事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するように努める。

(業務継続計画の策定等)

第 15 条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるように努める。

2 事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するように努める。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うように努める。

(身体拘束等の禁止)

第 16 条 事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

①身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について、従業員に周知徹底を図る。

②身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

③従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を1年に1回以上実施する。

(職場におけるハラスメントの防止)

第 17 条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるよう努める。

(その他運営に関する留意点)

第 18 条 事業者は、事業所において適切な相談支援が提供できるよう従業員の業務体制を整備するとともに、従業員の資質向上を図るために次のとおり研修の機会を設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用時3か月以内

(2) 継続研修 年2回以上

2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。

3 事業者は、従業員が、従業員でなくなった後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持すべき旨を雇用契約において定めるものとする。

4 事業者は、利用者に対する相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該相談支援を提供した日から5年間保存するものとする。

5 本事業を運営する法人の役員、管理者及びその他の従業者は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）であってはならない。また事業の運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。

（委任）

第19条 この規程に定めるほか、運営に関する重要事項は、事業者と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。